



基発第0116008号
平成15年1月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」施術に係る
施術料金等の取扱いについて（一部改正）

標記については、昭和57年5月11日付け基発第326号-1「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」施術に係る施術料金等の取扱いについて」（最終改正平成13年10月16日付け基発第911号、以下「326号-1通達」という。）に基づき、都道府県労働局長が日本保険鍼灸マッサージ師連盟及び日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会との間で協定を締結し、当該団体の会員に対しその周知を行ってきたところであるが、今後は、上記の施術団体に限らず、管下の施術者を構成員とするあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師団体から協定を締結したい旨の申し出があった場合は、協定できるとし、326号-1通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 前文中の「なお、労働省労働基準局長と日本保険鍼灸マッサージ師連盟会長との申し合わせは別添のとおりである。」を削除する。
- 2 記の2中「日本保険鍼灸マッサージ師連盟及び日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会（以下「地区団体」という。）」を「施術者を構成員とするあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師団体（以下「はり・きゅう師等団体」という。）」に改める。
- 3 記の2の（1）を次に改める。
「協定は労働局単位に都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）がはり・きゅう

師等団体の長との間で行うこと。」

- 4 記の2の(4)及び(5)中「関係団体」を「はり・きゅう師等団体」に改める。
- 5 別添申し合わせ(写し)を削除する。